

高知県見守り雇用主登録制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「高知家の子ども見守りプラン」に基づき、無職少年等を見守りしごと体験講習などで受け入れることで、青少年の健全育成に取り組む企業（以下「見守り雇用主」という。）を登録するために必要な事項を定める。

(登録の申請)

第2条 登録を行おうとする企業は、「高知県見守り雇用主登録申請書（以下「登録申請書」という。）」（様式第1号）を知事に提出するものとする。

(登録の決定)

第3条 知事は、登録を決定したときは、「高知県見守り雇用主登録決定通知書」（様式第2号）により当該企業に通知するものとする。

(変更の届出)

第4条 登録企業は、登録申請書の内容について変更があったときは、「高知県見守り雇用主登録事項変更届」（様式第3号）により知事に届け出なければならない。

(高知県見守り雇用主登録名簿)

第5条 知事は、「高知県見守り雇用主登録名簿」（様式第4号）を作成し、次のアからサに定める無職少年等支援機関・者（以下「支援機関等」という。）に送付する。

- ア 希望が丘学園（児童自立支援施設）
- イ 中央児童相談所
- ウ 幡多児童相談所
- エ 少年サポートセンター
- オ 各市町村少年補導育成センター
- カ 高知県内の若者サポートステーション
- キ 高知県内の保護司
- ク 各市町村自立相談支援機関
- ケ 各市福祉事務所及び各福祉保健所
- コ 高知県内の児童家庭支援センター
- サ 高知県内の児童養護施設

(見守り雇用主の責務)

第6条 登録を行おうとする企業は、無職少年等の自立した社会生活を営む基礎づくりに向けて、無職少年等を積極的に雇用することにより立ち直りを助ける「見守り雇用主」の活動を理解し、無職少年等に対する理解と熱意を持って「見守りしごと体験講習」で受け入れ、職場適性を慎重に見極めたうえで、積極的に雇用についても検討する。

2 見守り雇用主は、見守りしごと体験講習を受け入れるにあたり知り得た少年及びその家族の情報を他に漏らしてはならない。

(登録の取消し)

第7条 知事は、見守り雇用主が、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 見守り雇用主から取消しの申出があった場合
- (2) 第6条の規定に違反していると認められる場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか特に知事が認める場合

(報告等)

第8条 知事は、見守り雇用主に対して、無職少年等の就労支援の適正な執行を図るため、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要に応じて勧告、助言することができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年5月18日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年7月11日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年8月16日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年10月4日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年11月16日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年8月30日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年6月19日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年12月28日から施行する。